議案第３６号

上越市ガス供給条例の一部改正について

上越市ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市ガス供給条例の一部を改正する条例

上越市ガス供給条例（平成２８年上越市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第１号及び第２号中「１．０８」を「１．１０」に改め、同条第２項第１号中「し、５万６，１４０円を上限と」を削る。

別表第１中「

３６７．２０円	１０７．５８円
４１０．４０円	１０５．８５円
６２６．４０円	１０４．９８円

」を

「

３７４．００円	１０９．５８円
４１８．００円	１０７．８１円
６３８．００円	１０６．９３円

」に改める。

別表第５ガスメーター１個につき本市の負担する金額の欄を次のように改める。

ガスメーター１個につき本市の負担する金額
２２４，４００円
３３６，６００円
５６１，０００円
８９７，６００円
１，４０２，５００円
２，２４４，０００円
３，６４６，５００円
５，６１０，０００円
８，９７６，０００円
１４，０２５，０００円

別表第５備考２中「５５，０８０円」を「５６，１００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１１条第２項第１号の改正規定並びに次項及び附則第３項の規定　平成３１年５月１日

⑵　その他の改正規定並びに附則第４項及び附則第５項の規定　平成３１年１０月１日

（調整単位料金に関する経過措置）

２　検針日が前項第１号に掲げる規定の施行の日（以下「第１号施行日」という。）前の日である場合の料金の算定については、なお従前の例による。

３　第１号施行日前から引き続くガスの使用者に係る第１号施行日の属する料金算定期間の料金は、当該料金算定期間の使用量を改正前の上越市ガス供給条例（以下「改正前条例」という。）の規定による料金及び改正後の上越市ガス供給条例（以下「改正後条例」という。）の規定による料金の適用日数に応じて按（あん）分し、それぞれの使用量で改正前条例別表第２及び別表第３の規定並びに改正後条例別表第２及び別表第３の規定を適用して算定した額の合計額とする。この場合において、改正前条例の規定による料金の適用日数に応じて按（あん）分された使用量に１未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとし、改正後条例の規定による料金の適用日数に応じて按（あん）分された使用量に１未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（料金表等に関する経過措置）

４　附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日（以下「第２号施行日」という。）前から引き続くガスの使用者については、改正後の第１１条第１項及び別表第１の規定は、第２号施行日以後最初の検針日以後のガスの使用に係る料金から適用する。

５　改正後の別表第５の規定は、第２号施行日以後に完了する本支管及び整圧器の工事について適用する。ただし、平成３１年３月３１日までに締結した契約に基づき第２号施行日以後に完了する本支管及び整圧器の工事については、なお従前の例による。